

ワーキンググループの設置について(案)

循環器病の診療提供体制における課題等を踏まえ、特に心血管疾患と脳卒中にそれぞれ専門性の異なる視点において検討が必要な項目があることから、心血管疾患と脳卒中の2つのワーキンググループを立ち上げて議論する。

1. ワーキンググループの名称

- (1) 心血管疾患診療に関するワーキンググループ（仮称）
- (2) 脳卒中診療に関するワーキンググループ（仮称）

2. ワーキンググループでの検討事項

- (1) 心血管疾患診療に関するワーキンググループ
 - ・ 急性期の診療提供体制の整備について
 - ・ 慢性期の診療提供体制の整備について
 - ・ その他
- (2) 脳卒中診療に関するワーキンググループ
 - ・ 急性期の診療提供体制の整備について
 - ・ 回復期・慢性期の診療提供体制の整備について
 - ・ その他

3. その他

- (1) 座長が構成員を指名する。
- (2) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、ワーキンググループを統括する。
- (3) 本ワーキンググループには、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本ワーキンググループの庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。
- (6) 本ワーキンググループで得られた成果は、「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」に報告する。